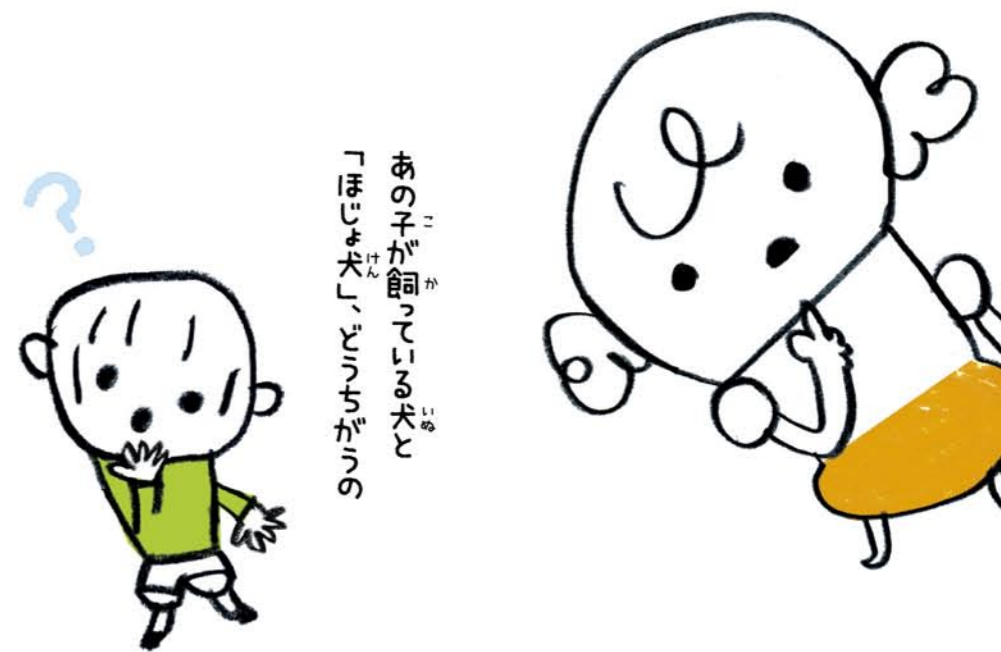


「ほじょ犬」ってマーク、何？
「ほじょ犬」ってなに？



聞いてみよう
考えてみよう
大切なことが
わかってくるよ

補助犬はペットではなく、通勤、買い物など生活に必要な、障害者のパートナー！。周囲の理解と協力がほんの少しあればどの人の暮らしもよくなると思いますよ。



私と一緒に考えましょう
「障害者の人権」に詳しい
日本介助犬使用者の会
木村佳友さん
介助犬についての理解を広めるため、介助犬エルモとともに講演などの活動をしている。著書に「介助犬シンシア」(毎日新聞社)などがある。

特別なことではなくて
当たり前前の暮らしのために

みなさんは「介助犬」って、知っていますか。私は事故で手足が思うように動かなくなり、車いすを使って生活しています。一緒に暮らす介助犬エルモは、床に落とした物を拾ってくれたり、電話が鳴ったら受話器をくわえて渡してくれたり、言ってみれば私の手や足の代わり。介助犬は盲導犬や聴導犬と同じ「補助犬」の仲間です。障害者の生活には、なくてはならない存在です。

でも、エルモと一緒にレストランに入ろうとしたら「ペットは入れません」とよく断られるのです。介助犬についてよく知らない人が、まだまだたくさんいるのです。そんな時、私はこんなふうに説明するんです。「介助犬は特別な訓練を受けた犬なので、公共施設やレストランなどに入っていると『身体障害者補助犬法』という法律で認められています。ペットではありません。このことが多くの人にわかるように『ほじょ犬マーク』も作られているんですよ」と。

たったひと声かけるだけ
それも大切な思いやり

理解と協力は、ほんの少しでいいんです。たとえば犬の苦手な人だっていますよね。補助犬がお店に入る時、店員さんが周囲のお客さんに「補助犬が入ります、大丈夫ですか？」と声をかければ、離れた席に座ることもできます。これでお店も私もほかのお客さんも安心。逆に犬が好きな人も、補助犬は仕事なので、いきなり触ったりしないで、一緒にいる人に聞いてください。街にそんな気づかいが増えれば、障害者だけでなく、みんなが心地よく暮らすことができると思いますよ。

障害者に関する相談窓口

身体障害者や知的障害者の方からの、さまざまな相談は、こちらで受け付けています。

- 区役所 地域福祉課 地域福祉係
月～金9:00～17:30、祝日などを除く
※連絡先はP4を参照
「区役所 地域福祉課 子ども家庭係」と同じ
※南区は下記
南区地域福祉課
☎072-290-1812 ☎072-290-1818
- 障害者更生相談所
月～金9:00～17:30、祝日などを除く
☎072-276-6661 ☎072-270-6201
- 子ども相談所
(身体障害児や知的障害児の方)
月～金9:00～17:30、祝日などを除く
☎072-276-7123 ☎072-277-4303

精神障害者の方からの、さまざまな相談は、こちらで受け付けています。

- 保健センター
月～金9:00～17:30、祝日などを除く
堺保健センター
☎072-238-0123 ☎072-227-1593
中保健センター
☎072-270-8100 ☎072-270-8104
東保健センター
☎072-287-8120 ☎072-287-8130
西保健センター
☎072-271-2012 ☎072-273-3646
南保健センター
☎072-293-1222 ☎072-296-2822
北保健センター
☎072-258-6600 ☎072-258-6614
美原保健センター
☎072-362-8681 ☎072-362-8676

聞いてみたら、こんなことがわかった

補助犬は障害のある人の日常生活をサポートする、大切なパートナーなんだ

自分がその立場だったらどうだろう...?と考えるようにしなくっちゃ

なかなか勇気のいる場面もあるけど、ひと声かけることが大切だね